

オフセット・クレジット(J-VER)制度関連文書の修正案等の概要

1. 検証ガイドラインのISO14064-3 への更なる準拠にかかる主な修正 資料 3-1, 3-2

1.1 バリデーション及び検証にかかる要求事項との整合性に関し、更なる精査を行った結果、下表のとおり実施規則（資料 3-1）及び検証ガイドライン（資料 3-2）の修正を行った。

【実施規則】

ISO14064-3（仮訳）の概要	修正該当ページ	対応案（太字は追加箇所）
4.1 バリデータ又は検証人 バリデーション及び検証全体を通じ、倫理的行動をとらなければならない。	P12	④登録審査／登録 「バリデーションに従事する者は自らの行為に対し、高い倫理観に基づいた行動をとらなければならない。」を追加。
4.3 バリデーション又は検証の保証レベル、目的、基準及び範囲 バリデーション又は検証において、保証レベル、目的、基準、適用範囲、重要性について、バリデーション又は検証プロセスの開始時に、依頼者と合意しなければならない。	P12	④登録審査／登録 「プロジェクト事業者は、申請の受理を以って、登録審査にかかる次の5点につき合意するものとみなす。(1) 保証レベル (2) 目的 (3) 基準 (4) 適用範囲 (5) 重要性 (マテリアリティ)」を追加。
	P2	【表 1-1 国際標準との整合性】において、ISO14064-3 基準に準拠した制度の基本要素として、「 制度枠組み 」を追加。

【モニタリング報告書の検証のためのガイドライン】

ISO14064-3（仮訳）の概要	修正該当ページ	対応案（太字は追加箇所）
4.1 バリデータ又は検証人 d) バリデーション及び検証全体を通じ、倫理的行動をとらなければならない。	P8	1.4 行動規範 検証機関及び検証人は、自らの行為に対し、 高い倫理観に基づいた行動をとらなければならない 、検証において知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

1.2 同文書（資料 3-1、3-2）に関し、その他の現制度下にかんがみ、必要な修正を以下のとおり行った。

【実施規則】

修正内容	修正該当ページ	修正理由
<p>② プロジェクトの計画</p> <p>「プロジェクト代表事業者¹は、当該プロジェクトの登録に係る申請書を作成し、認証センターに提出する。」とし、プロジェクト代表事業者を脚注で「プロジェクト代表事業者とは、オフセット・クレジット（J-VER）の申請を行う温室効果ガス排出削減・吸収活動の代表者を指す。プロジェクト事業者と同一の場合もある。」と定義。</p>	P9	制度文書内にプロジェクト代表事業者が、定義づけられていなかったため。

【モニタリング報告書の検証のためのガイドライン】

修正内容	修正該当ページ	修正理由
<p>脚注 4「森林管理プロジェクトでは、計上方法としてグロスネット計上方式を採用しており、ベースライン吸収量という概念がない。このため、本ガイドラインにあるベースラインに関する記述は、全て「排出削減型プロジェクト」を対象としているものである。」を削除</p>	P10	「吸収型プロジェクト」も対象となるため。
<p>「4.3 ベースライン排出量の検証及びプロジェクト排出量の検証」の「(排出削減型プロジェクト)」を削除</p>	P12	「吸収型プロジェクト」も対象となるため。
<p>5.2 誤りの評価</p> <p>【不確かさ及び可能性のある誤り】</p> <p>「・モニタリング方法ガイドライン及び各方法論で要求される測定頻度を満たす限りにおいて、発熱量、含水率等の平均値を採用することに伴うばらつきは不確かさ評価の対象外とする」を追加。</p>	P41	<p>林地残材の含水率及び単位発熱量について、規定頻度以上に計測した場合には平均値を採用することとしているが、現行の検証ガイドラインでは平均値を採用した場合に、不確かさ評価を行い、その結果が他の不確かさと合計して、5%以内に収まる必要がある。</p> <p>林地残材のような含水</p>

		率、発熱量のばらつきが大きいものについては厳しい基準となっているため、合理的検証手続きの観点から修正。
「【排出削減プロジェクトにおける可能性のある誤り】」の L の推定式の内、「 $\sum\sqrt{(\text{発見した誤り})^2}$ 」を、「 $\sqrt{\sum(\text{発見した誤り})^2}$ 」に修正。	P42	数式ミス。

2. オフセット・クレジット(J-VER)発行依頼書の位置付けについて 資料 3-3, 3-4

2.1 第 5 回委員会での議論を踏まえ、制度利用約款と発行依頼書の契約主体が同一という観点から、武川委員にご助言いただき制度利用約款及び発行依頼書の修正を行った。基本的には、発行依頼書の内容を制度利用約款に統合する方針にて修正した。

以上